

3. 当社指定販売先への売付け（親引け）

当社が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「主幹事会社」という。）に対し、売付けることを要請している指定販売先（以下、「親引け先」という。）の状況等について以下のとおりお知らせいたします。

（1） 親引け予定先の状況等

① 親引け予定先の概要	ワシントンホテル従業員持株会（理事長 津尾 則文） 愛知県名古屋市中種区内山3-23-5
② 当社と親引け予定先との関係	当社の従業員持株会であります。
③ 親引け予定先の選定理由	当社の従業員の福利厚生のためであります。
④ 親引けしようとする株券等の数	15,000株を上限として、公募増資等の価格等とあわせて2019年10月8日に決定する予定であります。
⑤ 親引け予定先の株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
⑥ 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
⑦ 親引け予定先の実態	当社の従業員で構成する従業員持株会であります。

（2） 株券等の譲渡制限

主幹事会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け（親引け）として、売付ける株式数を対象として、上場日（株式受渡期日。当日を含む）後180日目（2020年4月14日）までの期間（以下、「本確約期間」という。）継続して保有すること等の確約を、親引け先から書面により取り付けます。なお、親引け先は、本確約期間終了後には売却等が可能となりますが、当該取引が行われた場合には、当社普通株式の市場価格に影響が及ぶ可能性があります。また、主幹事会社は本確約期間中であっても、その裁量で当該合意の内容を全部又は一部につき解除できる権限を有しております。

（3） 販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件等における需要状況等を勘案した上で決定する募集株式発行等の発行条件と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合 (%)	公募による 新株式発行 後の所有株 式数 (株)	公募による新 株式発行後の 株式総数に対 する所有株式 数の割合 (%)
株式会社丸栄	愛知県名古屋 市中区栄3— 3—1	1,433,520	14.20	1,433,520	12.05
藤田観光 株式会社	東京都文京区 関口2—10— 8	1,061,280	10.51	1,061,280	8.92
株式会社 三菱UFJ銀 行	東京都千代田 区丸の内2— 7—1	503,000	4.98	503,000	4.23
株式会社 みずほ銀行	東京都千代田 区大手町1— 5—5	503,000	4.98	503,000	4.23
株式会社 名古屋銀行	愛知県名古屋 市中区錦3— 19—17	503,000	4.98	503,000	4.23
日本生命保険 相互会社	東京都千代田 区丸の内1— 6—6	495,000	4.90	495,000	4.16
明治安田生命 保険相互会社	東京都千代田 区丸の内2— 1—1	440,000	4.36	440,000	3.70
株式会社 近藤紡績所	愛知県名古屋 市中区丸の内 2—18—25	316,800	3.14	316,800	2.66
名古屋中小企 業投資育成 株式会社	愛知県名古屋 市中村区名駅 南1—16—30	297,000	2.94	297,000	2.50
朝日生命保険 相互会社	東京都千代田 区大手町2— 6—1	275,000	2.72	275,000	2.31
計	—	5,827,600	57.73	5,827,600	48.99

- (注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、2019年9月11日時点のものです。
2. 公募による新株式発行後の所有株式数並びに公募による新株式発行後の株式総数に対する所有株式数の割合は、2019年9月11日現在の所有株式数及び株式総数に、公募による新株式発行を勘案した場合の株式数及び割合になります。
3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考となる事項

該当事項はありません。

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行並びに株式売出しの概要

- (1) 募集株式及び売出株式の種類及び数
- | | | |
|------------|----------------------|------------|
| 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 1,800,000株 |
| 売出株式の種類及び数 | オーバーアロットメントによる売出し(※) | |
| | 当社普通株式 | 上限270,000株 |
- (2) 需要の申告期間
- 2019年10月1日(火曜日)から
2019年10月7日(月曜日)まで
- (3) 価格決定日
- 2019年10月8日(火曜日)
- (発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、当該仮条件における需要状況、上場日までの価格変更リスク等を勘案した上で決定する。)
- (4) 申込期間
- 2019年10月9日(水曜日)から
2019年10月15日(火曜日)まで
- (5) 払込期日
- 2019年10月17日(木曜日)
- (6) 株式受渡期日
- 2019年10月18日(金曜日)

(※)オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、主幹事会社が行う売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又は中止する場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、主幹事会社が当社株主である株式会社三菱UFJ銀行(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2019年9月11日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式270,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、主幹事会社は、2019年10月18日から2019年11月12日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所又は名古屋証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

以上